人事異動

内　閣

（財務省大臣官房付）財務事務官　小野平八郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する（六月十四日）

（東京高等裁判所判事）判事　渡邊　等
願に依り本官を免ずる（六月十六日）

（神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）判事　中村　隆次
簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事・姫路簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　上田　昭典
兼官を免ずる（以上六月十七日）

（さいたま家庭裁判所判事補兼さいたま地方裁判所判事補）判事補　平田　麻子
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（六月二十二日）

内閣府

願に依り日本放送協会経営委員会委員を免ずる（六月十九日）　桑野　和泉
小丸　成洋　浜田健一郎　叶井真由美
澤　登久子　北原　健児　竹中　ナミ
日本放送協会経営委員会委員に任命する（各通）（六月二十日）

願に依り民間資金等活用事業推進委員会委員を免ずる（六月二十二日）　米田　雅子

財　務　省

（大臣官房審議官）財務事務官　原　雅彦
関税局長兼税関研修所長大藤俊行外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（六月二十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月二十三日ルクセンブルク国の国祭日につき、同月二十二日同国大公殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

特別衛星放送に係る委託放送業務の認定申請受付について

特別衛星放送に係る委託放送業務の認定について、平成22年６月24日（木）午前９時30分から同年７月23日（金）午後６時15分まで総務省情報流通行政局衛星・地域放送課において申請の受付を行います。

本件申請の対象周波数は、ＢＳ放送第７チャンネル（スロット番号43から48までの合計６スロットに限る。）、第15チャンネル（スロット番号45のうち合計0.5スロットに限る。）、第21チャンネル及び第23チャンネルとなります。

なお、郵送による場合は、次のあて先に提出してください。

郵送先：〒100―8926　東京都千代田区霞が関２－１－２　総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

詳細については、総務省情報流通行政局衛星・地域放送課（電話番号03―5253―5799）にお問い合わせください。

平成22年６月24日　総務省

法　務

刑事補償法による補償決定の公示

亡小野康人に対する治安維持法違反被告事件につき、平成二二年三月三〇日言渡しの免訴判決が確定したので、免訴の裁判をすべき事由がなかったならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるとして、平成二二年二月四日次のとおり抑留拘禁による補償決定をした。

亡小野康人相続人小野新一（東京都八王子市）、同斎藤信子（東京都渋谷区）七八四万九八〇〇円

横浜地方裁判所

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合九州地方本部から、夏季一時金の要求に関して、平成22年６月28日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県、長崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年６月24日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表

福岡県　博多港運株式会社及び博多海陸運送株式会社
長崎県　株式会社九商コーポレーション、九州商船株式会社及び株式会社小値賀共運組
鹿児島県　合資会社吉田海運産業会社、合資会社仲村運輸、有限会社竹畑運送店、中三運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社及び鹿商海運株式会社

国家試験

平成22年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

平成22年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第16条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年６月24日

工業所有権審議会会長　野間口　有

1　受験資格　弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修了した弁理士

2　試験の内容等　民法、民事訴訟法その他弁理士法第２条第５項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

3　試験期日等　平成22年10月24日（日）
時間割等については、受験者に対して別途通知する。

4　受験地
東京　國學院大學　渋谷キャンパス　〔東京都渋谷区東４―10―28〕
大阪　大阪経済大学　〔大阪府大阪市東淀川区大隅２－２－８〕

5　受験手続
(1)　提出書類等
特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。
一　受験願書
二　弁理士法施行規則第14条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する研修修了証明書（写し）
三　出願前３ヶ月以内に帽子を着用せず正面から撮影した上半身の写真（縦4.5㎝×横3.5㎝の大きさとし、受験願書の所定の箇所にはり付けること。）
四　7,200円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所にはり付けること。）
(2)　受験願書の交付
一　平成22年度研修修了者に対しては、日本弁理士会を通じて交付する。
二　既に研修を修了している者の受験願書の交付
・直接受験願書の交付を受ける場合
日本弁理士会を通じて平成22年９月１日（水）から平成22年９月22日（水）まで交付する。（ただし、休日・祝日は除く。）
・郵送による受験願書の請求
返信用の封筒（定形封筒（長形３号、120㎜×235㎜）を用い、受験願書の送付を受ける先を明記して、90円の郵便切手をはり付けること。）を添えて、「〒100―8915　東京都千代田区霞が関３－４－３　特許庁総務部秘書課弁理士室試験第二班」あてに、平成22年９月１日（水）から平成22年９月16日（木）までに（必着）請求すること。
(3)　受験願書等の提出
一　受付期間　平成22年９月13日（月）から平成22年９月24日（金）までの間。